

要介護認定調査の感染症予防ガイドライン

新型コロナウイルス流行後の「新しい生活様式」に合わせ、今後の認定調査も新しい考え方を持つ必要があります。感染リスクを低減させるためには濃厚接触を避ける必要があり、「要介護認定調査の感染症予防ガイドライン」を作成しました。

調査員一人ひとりの基本的感染症予防対策と合わせて、調査に当たってはガイドラインを参照してください。

1. 調査（面会）時間の短縮

①本人との接触は15分程度

本人の動作や回答を確認すべき調査項目（1群・3群を想定）を15分（目安）で終了。

②立会い者からの聞き取りは原則本人とは別室で15分程度

立会い者に本人確認以外の調査項目を15分（目安）で終了。②の調査項目については電話での聞きとりも可能。必要であれば「聞き取り項目確認シート」を渡しておく。

③必要な情報の取得と時間短縮を両立させるためのツールを活用

聞き取りメモを①用・②用を作成。

2. 本人との距離を確保

①調査員と本人の間隔は1m以上空ける

調査員の声が本人に聞こえにくい場合は、立会い者に傍での復唱を依頼。

②調査員の位置は本人の真正面を避ける

3. 本人と直接の接触を避ける

①動作確認などで本人やリネン類に直接接触れることを避ける

本人に直接接触れる必要がある場合は、立会い者に協力をお願いします。

【注意点】

- ・本人や立会い者の意向を尊重し、その場に応じた対応をお願いします。

※調査の質は低下させない※

- ・調査（面会）時間を短縮しても、調査の質を低下させることはできません。
- ・創意工夫で調査の質を保つ必要があります。

◆調査員が必ず行うべき基本的感染症予防対策◆

- (1)適切な手洗いと手指消毒の徹底 (2)マスクの着用 (3)調査活動日朝の検温